

## 特集：新しいエイズ対策の展望

### 第二部：地域における先駆的エイズ対策の取り組み

#### 静岡県のエイズ中核拠点病院体制

土屋厚子

静岡県厚生部疾病対策室感染症対策係

#### AIDS Core Hospital System in Shizuoka

Atsuko TSUCHIYA

Section of Infectious Diseases Prevention, Office of Disease Control,  
Health and Welfare Department of Shizuoka Prefecture

#### 抄録

静岡県では、平成8年5月から国の通知に基づく「エイズ拠点病院」(20か所)に加え、本県独自に「エイズ診療病院」(10か所)を選定することにより、エイズ対策を推進してきた。今般、県内のエイズ関係医療機関を加えた検討、協議により、エイズ予防指針の改正による新たな「エイズ中核拠点病院」の選定とともに、本県独自に合併症に対応した「エイズ診療協力病院」を選定することとし、県内の総合的なエイズ医療体制の確保と診療の質の向上を図っていくこととなった。

キーワード： エイズ予防指針、エイズ医療体制、エイズ中核拠点病院、地域特性、エイズ合併症

#### Abstract

Shizuoka Prefectural government has selected 20 AIDS Central Hospitals and 10 AIDS clinical hospitals. The AIDS clinical hospital is an original System in Shizuoka Prefecture. Since the guideline of AIDS has changed, Shizuoka Prefectural government is going to make the new AIDS treatment system and promote the better medical framework and service.

**Keywords:** the guideline of AIDS, AIDS medical frame work, AIDS Core Hospital, regional characteristics, AIDS Complications

#### はじめに

「エイズ中核拠点病院」は、エイズ予防指針において、総合的なエイズ医療提供体制の構築を重点かつ計画的に進めるための拠点として、都道府県が原則として一か所を選定することとされている。

本県では、地域特性に合わせ、HIV発生動向に留意しながら、HIV診療体制の課題や医療機関の連携について検討し、平成18年度から、「エイズ中核拠点病院」4カ所を選定するとともに「エイズ拠点病院」3カ所を追加し、さらに合併症患者の増加への対応として本県独自に「エイズ診療協力病院」を選定することにより、総合的な医療提

供体制の構築を目指した。

本県で行ったエイズ医療体制の見直しの経過と総合的な医療提供体制の構築について報告する。

#### 1 エイズ医療体制見直しの検討

本県では、国におけるエイズ医療体制に係る議論・検討を踏まえ、平成17年度から本県のエイズ医療体制の課題を明らかにすることが必要と考え、「エイズ拠点病院」の診療実態調査と診療担当医、県医師会、保健所長会等の関係者の意見聴取を通して、エイズ医療体制の再検討を行った。

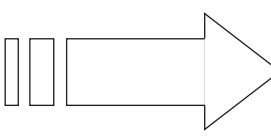
この検討に当たり、見直しのポイントとしては、①治療技術の進歩によるエイズ死亡の減少⇒エイズの慢性疾患化、②日進月歩の治療技術への追従、③全体的な症例が少ない⇒診療実績がない医療機関の存在、専門医不足という課題が提示され、様々な意見・議論の結果、これからの本県におけるエイズ医療体制としては、①東西に長く、異なる地域特性と医療連携の状況から、三地域それぞれに中核

拠点を保つべきである、②医療体制の整備としては、本県独自で定めてきた「エイズ診療病院」の名称の廃止と診療機関の医療水準の向上及び診療機関の機能分担と連携、「エイズ中核拠点病院」として地域の医療機関への支援、情報発信が重要であるとの結論に至った。議論の経過の概要は、表1の通りで、医療体制の見直しの概要は表2の通りである。

表1 エイズ医療体制の検討経過

時期	検討内容
平成18年2月	<b>エイズ診療担当者会議の開催</b> ・拠点病院担当医師と今後の本県のエイズ診療体制について検討
平成18年5月	<b>診療実態調査の実施</b> ・エイズ拠点病院、診療病院（30カ所）の診療実績（診療人数、出産件数、手術件数）等の調査

表2 見直しの概要

見直し前	見直しのポイント	見直し後
●エイズ拠点病院（20か所）	<p><b>【エイズ診療体制の課題】</b></p> <p>①治療技術の進歩によるエイズ死亡の減少 ⇒エイズの慢性疾患化</p> <p>②日進月歩の治療技術への追従</p> <p>③全体的な症例が少ない ⇒診療実績がない医療機関の存在、専門医不足</p>  <p><b>【エイズ医療体制の整備】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>エイズ診療病院の名称廃止</li> <li>エイズ診療協力病院の選定</li> <li>診療機関の医療水準の向上</li> <li>診療機関の機能分担と連携</li> <li>地域の医療機関への支援、情報発信</li> </ul>	<p>☆エイズ中核拠点病院（創設） 拠点病院の中から選定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>高度な HIV 診療の実施</li> <li>拠点病院の診療支援と治療方針の決定</li> <li>必要な施設、設備の整備</li> <li>拠点病院や地域の医療従事者への研修事業及び情報提供</li> <li>地域連絡協議会の開催</li> </ul>
◇エイズ診療病院（10か所） （本県独自の選定）		<p>●エイズ拠点病院</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>診療科が他科にわたる総合的なエイズ診療</li> <li>患者への入院治療の実施</li> <li>患者等へのカウンセリングの実施</li> <li>地域医療機関の支援、情報提供、地域連絡協議会への出席</li> </ul>
* 拠点病院と連携しエイズ患者に対して適切な診療及び助言等ができる病院		<p>○エイズ診療協力病院（本県独自） 専門機関における協力</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>がん、結核、精神疾患等のエイズ合併症を有する患者の診療及び診療支援</li> <li>中核拠点病院との連携</li> </ul>

## 2 新たな体制に向けた医療機関の選定

### (1) 医療機関選定の経緯

「エイズ中核拠点病院・拠点病院・診療協力病院」の選定に当たり、次のような調整を行った。

- 「エイズ中核拠点病院」選定に向けた調整  
県の地域特性、診療実績を考慮した県としての選定（案）を「エイズ拠点病院」担当医師、保健所会、「ブロック拠点病院」である名古屋医療センター担当医師等に諮り意見聴取し、調整を図るとともに、最終段階では候補病院の院長等に直接面談し、意向を確認した。
- 「エイズ拠点病院・診療病院」への意向打診  
診療実績のない「エイズ拠点病院」に継続する意思があるのか確認するとともに、本県独自の制度で、当初の目的を達成したため、今回廃止となる「エイズ診療病院」に対し、「エイズ拠点病院」となることへの意向を確認した。
- 関係者への説明、調整

県のエイズ予防対策推進委員である診療担当医、県医師会等に「エイズ中核拠点病院」の選定について説明した。

### ④ 診療協力病院の要請

がん、結核、精神等との合併症への対応として、これらの専門病院に対し、診療に協力をいただきたい旨の要請を行ない、同意をいただいた。

### (2) 「エイズ中核拠点病院」の選定基準と選定された病院

新たに中核となるエイズ中核拠点病院としての選定基準としては、予防指針に示されている「エイズ中核拠点病院」の機能に加えて、①診療実績が多いこと、②医師、看護師、薬剤師、MSW等のチーム医療体制があること③地域の医療機関との連携（紹介や逆紹介率）④患者・感染者からの信頼が厚いこと等とした。

その結果、次の4か所をエイズ中核拠点病院として選定した。

- 沼津市立病院（沼津市：県東部地域における中核拠点病院）

- ②静岡市立静岡病院（静岡市：県中部地域における中核拠点病院）
- ③県西部浜松医療センター（浜松市：県西部地域における中核拠点病院）
- ④静岡県立こども病院（静岡市：こども及び血友病患者に関する全県対象の中核拠点病院）

### 3 エイズ中核拠点病院の厚生労働省に対する協議

上記のような議論経過を経て、選定に当たって次のような協議を行い、平成19年1月に厚生労働省との協議が整った。

**【選定理由】**  
 国の予防指針の中では、都道府県は原則として一か所のエイズ中核拠点病院を選定することになっていましたが本県においては、人口380万人を有し、東西に長い地形のため、沼津市を中心とする県東部地域、静岡市（政令指定都市）を中心とする県中部地域、浜松市（平成19年4月に政令指定都市に移行）を中心とする県西部地域に分かれ、人口及び面積もほぼ三分分され、県の施策上も三地域のバランスを重視した取組みが行われており、医療連携面でも地域ごとの結びつきが強いという特徴がある。  
 現行エイズ診療拠点病院についても、東・中・西のバランスを考慮した上で、東部地域に5か所、中部地域に8か所、西部地域に7か所を指定しており、全国的に見ても非常に多くなっ

ており、見直し後においてもさらに各1か所（計3か所）増やすこととしている。  
 このため、選定にあたっては、医療連携や地域特性等を考慮するとともに、中核拠点病院としての機能を斟酌した場合、効率的に実施するためには、全県1区ではエイズ拠点病院が多すぎるため、診療実績等を考慮した上で、東中西1か所ずつ選定したものである。また、県立病院としてこども及び血友病患者に関する全県1区の中核拠点病院として選定したものである。

### 4 終わりに、

以上のとおり、静岡県におけるエイズ対策は、エイズ中核拠点病院をはじめとする関係医療機関、エイズ予防対策委員会の委員各位、ブロック拠点病院、厚生労働省などの皆様のご協力により、医療ネットワークの体制が整備されたもので関係者の皆様方のご努力とご協力にお礼申し上げます。

今後は、構築されたこの体制を関係者のさらなる努力によりさらに効果的に運用していくことが求められているため、県エイズ医療対策委員会や地域エイズ医療対策連絡会を中心として、連携を深めるとともに、研修などを通じた医療レベルの高度化を図ってまいりたいと考えております。

【参考】静岡県のエイズ医療体制  
 【現行】平成8年5月20日公表

●エイズ拠点病院（20か所）	
東部	5か所
中部	8か所
西部	7か所

◆エイズ診療病院（10か所）	
東部	1か所
中部	3か所
西部	6か所

【見直し後】平成19年4月1日以降

● エイズ拠点病院（23か所） ☆ エイズ中核拠点病院（うち4か所）	
☆ 沼津市立病院	順天堂大学医学部附属静岡病院 国立病院機構静岡医療センター 富士宮市立病院 富士市立中央病院 市立伊東市民病院
☆ 静岡市立静岡病院	
☆ 県立こども病院	県立総合病院 静岡市立清水病院 静岡済生会総合病院 焼津市立総合病院 藤枝市立総合病院 市立島田市民病院 静岡赤十字病院
☆ 県西部浜松医療センター	磐田市立総合病院 浜松医科大学医学部附属病院 総合病院聖隷浜松病院 総合病院聖隷三方原病院 総合病院浜松赤十字病院 共立湖西総合病院 J A静岡厚生連遠州病院



本県独自に選定

○エイズ診療協力病院（3か所）	
【がん】	県立静岡がんセンター
【精神】	県立こころの医療センター
【結核】	国立病院機構天竜病院